⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ　単体及び特定建設工事共同企業体の代表者については、平成23年度以降に、次の㋐、㋑及び㋒の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成18年度以降に、次の㋓の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

㋐　ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）が50㎡以上であること。

㋑　ＮＡＴＭによるトンネル施工延長が1,400m以上のトンネル工事であること。

㋒　ＮＡＴＭによる土被りが20m以内であること。

ただし、上記㋐～㋒は同一工事であることとし、施工延長については掘削を実施した区間の延長であること。

㋓　ＮＡＴＭによるトンネル工事であること。

なお、当該実績が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、室蘭開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、上記の同種工事の実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

㋑　平成23年度以降に、上記⑸イに掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成18年度以降に、上記⑸㋓の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

なお、当該経験が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

㋒　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　出資比率は、全ての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

７　競争参加資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。

８　資格審査申請書類

⑴　提出書類及び提出部数

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）１部

イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）１部

⑵　申請書類の作成に用いる言語　日本語

⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html

９　資格審査結果の通知

資格決定通知書により通知する。

10　その他

⑴　共同企業体の名称は、一般国道274号日高町清瀬トンネル工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体とする。

⑵　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局室蘭開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。

⑶　申請手続の照会先は、次の場所とする。

ア　北海道開発局事業振興部工事管理課

イ　北海道開発局室蘭開発建設部契約課

## 競争参加者の資格に関する公示

大分212号本耶馬渓ＩＣ橋３号橋上部工（Ｐ６―Ｐ10）工事、熊本208号大島高架橋上部工（Ｐ８―Ｐ14）工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和８年９月３日

九州地方整備局長　森下　博之

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

１　工事名

【A】大分212号本耶馬渓ＩＣ橋３号橋上部工（Ｐ６―Ｐ10）工事

【B】熊本208号大島高架橋上部工（Ｐ８―Ｐ14）工事

２　工事場所

【A】大分県中津市本耶馬渓町落合地先

【B】熊本県荒尾市大島町地先

３　工事内容

【A】橋梁形式：ＰＣ４径間連続中空床版橋、橋長：120.0m、最大支間長：30.0m、支承：27基、架設工法：固定式支保工架設工法

【B】橋梁形式：ＰＣ６径間連続中空床版橋、橋長：170.4m、最大支間長：28.4m、支承：23基、架設工法：固定式支保工架設工法

４　予定工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。ただし、契約を締結するまでの間に、別途配布する工期通知書により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。また、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【A】全体工期：契約締結日の翌日から令和11年３月15日

【B】全体工期：契約締結日の翌日から令和11年３月15日

５　申請の時期

令和８年９月３日から令和８年10月９日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

ただし、令和８年10月13日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

６　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加者資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、当該工事の入札説明書と併せて交付する。入手方法については、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和８年９月３日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）５⑴を参照すること。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は次のとおりとする。

〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州地方整備局総務部契約課調査係　電話092―476―3509（内線2522）

①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し

②　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したもの